

シナリオ演習 1：判定実施本部業務

地震発生直後から県災害対策本部への支援要請まで

演習内容（建築物応急危険度判定行動マニュアル P 9～13）

- ①地震発生時の情報収集
- ②判定実施要否の決定・本部の連絡
- ③判定実施本部の設置
- ④公共建築物等の判定業務の実施
- ⑤判定実施計画の策定
- ⑥県災害対策本部への支援要請
- ⑦地元判定士への参集要請

演習目的

- ① 判定実施本部業務の内容を把握する。
- ② 県災害対策本部への支援要請までの流れを把握する。
- ③ 指示、報告等の伝達方法を把握する

設定日時 震災当日

設定場所 判定実施本部内

【手元に準備するもの】

- ①シナリオ演習 1 資料 （P 2－1～4）
- ②伝紙 1～10（各班配布）

【演習手順】

- ① 伝紙は連絡係の手元に置く。
- ②伝達シナリオを以下の3つの場面に区切り、場面Bについて演習を実施。（場面Aについてはコーディネーター分科会員による演習のデモ、場面Cについては説明のみを実施。）

場面A：地震発生直後の対応

場面B：判定実施のための体制構築（伝達シナリオ番号 11～22）

場面C：判定実施計画の策定及び県災害対策本部への支援要請

- ③演習における伝達の方法は以下のとおり。

ア) 口頭での伝達

伝達元（判定実施本部長（建築住宅課長）、職員判定士）が時刻、伝達元、伝達先及び伝達シナリオに記載の指示内容・伝達内容を読み上げる。ただし、判定実施本部外が伝達元となる場合は判定実施本部外担当者もしくはアドバイザーが読み上げる。

読み上げ方

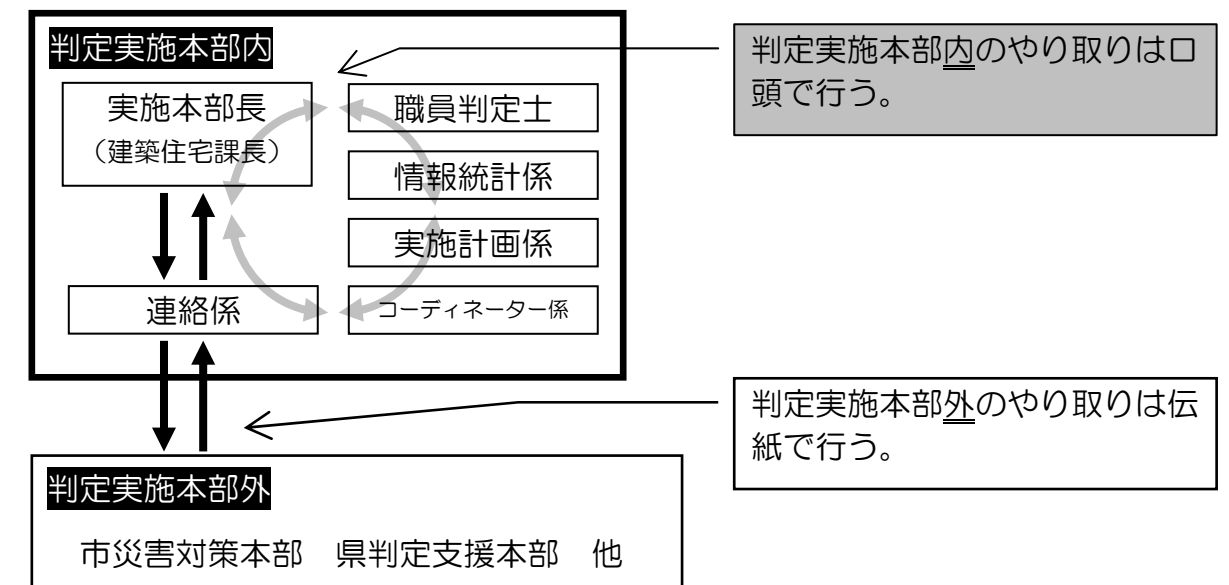
〇〇時〇〇分。（伝達元）から（伝達先）宛。（伝達シナリオの指示内容・伝達内容）～ください。

イ) 伝紙での伝達

実施本部長は、口頭での伝達を行ってください。その後、連絡係は、その伝紙の発信番号、発信日時（伝達シナリオに記載の想定時刻）及び発信者氏名を記入した後（情報記入欄は記入済み）、下記読み上げ方により発信日時、発信機関名、経由機関名、伝達機関名及び情報記入欄の内容を読み上げてから伝紙をアドバイザーに渡す。

読み上げ方

〇〇時〇〇分。（発信機関名）から（経由機関名）を経由して（伝達先機関名）宛。（伝紙の情報記入欄の記載内容）～ください。



【ポイント】

- ①応急危険度判定の要否、公共建築物の判定実施は、震災直後に求められる対応であり、また、この時期は混乱期であることから、平常時の事前準備や、日頃の訓練（演習）が必要である。
- ②応急危険度判定の要否の判断は、市町村災害対策本部が行う。応急危険度判定に携わる課として、適切な情報収集を行ったうえで、判定実施要否に関する資料を迅速かつ適切に作成して、市町村災害対策本部への提出が求められる。（平常時に、災害時の対応について、防災対策関連部署と調整を行っておく）
- ③災害拠点施設となる公共建築物の判定についても、平常時から、実施方針や判定に必要な物品の整備を行う必要がある。

場面	伝達シナリオ番号	想定時刻	国・県	市災害対策本部	全職員	判定実施本部(建築住宅課)						その他機関	指示内容・伝達内容
						実施本部長 (建築住宅課長)	職員判定士	連絡係	情報統計係	実施計画係	コーディネーター係		
A	1	9:00	地震発生										※読み上げ方 ●口頭での伝達(伝達シナリオの指示内容・伝達内容の読み上げ) 〇〇時〇〇分。(伝達元)から(伝達先)宛。(伝達シナリオの指示内容・伝達内容)～ください。 ●伝紙での伝達(伝紙の読み上げ) 〇〇時〇〇分。(発信機関名)から(経由機関名)を経由して(伝達先機関名)宛。(伝紙の情報記入欄の記載内容)～ください。 ※本演習では【 】部分は読み上げを行わないこととします。
	2	9:05	<地震情報> ・令和2年2月6日(木)9時00分相模トラフを震源地とするマグニチュード8. 2の地震が発生した。 ・座間市の震度計は震度6強を記録した。 ・同日9時03分に気象庁より、相模湾沿岸の全地域に津波警報が発令された。また、今回の地震は大正型関東地震である事を発表した。										
	3	9:10	市災害対策本部設置報告					口頭による伝達: ●.....→ 伝紙による伝達: ●――→					■座間市地域防災計画の規定により市災害対策本部が設置されました。 各担当は決められた業務についてください。
	4	9:15	被害状況の分析及び災害対策本部建物の安全性の確認										■判定実施要否に係る被害状況の分析及び報告準備を行ってください。 ■災害対策本部である、市庁舎の安全性を確認してください。
	5	9:20	被害状況の情報収集指示					■判定実施要否の判断に必要な被害状況の情報を収集してください。					
			災害対策本部建物の安全性確認の指示										■災害対策本部建物である市庁舎の安全性を確認してください。
	6	9:25	被害状況の収集依頼					■災害対策本部へ、判定実施要否の判断に必要な災害対策本部に入っている現在の被害状況を連絡してもらえるように依頼してください。 ●伝紙1					
	7	9:30	地震被災情報の報告										■市内の約50%程度の建物が被害を受けている模様、詳細はわかり次第連絡します。 なお、災害対策本部の電話は、0462-52-7396が使用可能。 【同内容を市災害対策本部から県災害対策本部へも伝達】
	8	9:35	通報1					小学校等					■小学校他数力所の指定避難所から、避難所に避難すべき住民が、学校の体育館に押しかけているため、建物内に避難させてよいか指示して欲しいとのことです。
	9	9:45	通報2										■病院の院長から、住民が病院に押しかけてきており、建物や設備が大丈夫か不安であるので見に来て欲しいと要請が入っています。至急応急危険度判定を行ってください。
10	9:46	通報1・通報2に対する報告					小学校、病院等					■指定避難所の管理者及び病院の院長へ、通報1及び2に対して職員による応急危険度判定を早急に実施するよう作業を進めているので、判定終了後安全が確認されしだい、建物内に誘導するように伝達してください。 ●伝紙2	

場面	伝達シナリオ番号	想定時刻	国・県	市災害対策本部	全職員	判定実施本部(建築住宅課)					その他機関	指示内容・伝達内容
						実施本部長 (建築住宅課長)	職員判定士	連絡係	情報統計係	実施計画係	コーディネーター係	
B	11	9:55										■災害対策本部長へ、市内の50%程度の建物が被害を受けており、建物の安全性についての調査依頼が多数はいつていることから、応急危険度判定を実施したいので、指示を出してもらえるように具申してください。 ●伝紙3
	12	10:00										<被災建築物の応急危険度判定実施の決定/応急危険度判定実施本部の設置> ■被災建築物の応急危険度判定を実施します。 ■応急危険度判定実施本部を市庁舎内建築住宅課に設置し、建築住宅課長を応急危険度判定実施本部長に任命します。 (座間市実施本部長→県支援本部長) ■判定を実施することを決定しました。実施本部、判定拠点の設置に関する情報は詳細が決定次第報告します。 【同内容を市災害対策本部から県災害対策本部へも伝達】 ※判定実施本部が設置されたため、以後から実施本部長宛となる。
	13	10:15										■応急危険度判定を実施するので、実施本部員である職員は、あらかじめ決められた職務についてください。 ■判定は、はじめに、避難・救護等を行う災害拠点施設の判定を優先的に行うので、施設管理者へ判定実施を説明連絡してください。
	14	10:20										■災害対策本部へ、判定実施の決定及び判定活動に関する広域のPRを実施するように依頼してください。 ●伝紙4
	15	10:25										■災害対策本部設置の市庁舎は安全と判定されました。
	16	10:26										■災害対策本部へ、災害対策本部を設置する市庁舎は安全と判定されたことを報告してください。 ●伝紙5
	17	10:30										■実施本部、判定拠点の設置に関する情報を、県災害対策本部に連絡するので報告してください。
	18	10:35										(実施本部長→市災害対策本部→県支援本部) ■災害対策本部へ、応急危険度判定実施本部を10時に市庁舎建築住宅課内に設置したこと、実施本部長は、建築住宅課長が任命されたこと、連絡先の電話番号は0462-52-7396であること、判定拠点は、決定後、早急に報告することを報告してください。 ●伝紙6 【同内容を市災害対策本部長から県災害対策本部長へも伝達】
	19	10:38										■避難、救護等災害拠点施設の応急危険度判定を早急に実施してください。
	20	10:40										■避難、救護等の災害拠点施設の応急危険度判定を実施するため、必要な判定士数、及び判定期間等を検討してください。 ■判定拠点は当面の間、実施本部が兼ねるものとします。
	21	12:05									旅館経営者及びマンション管理者	■ホテル、旅館等の経営者から、「この建物は大丈夫か」と宿泊者から聞かれているので、建物を見て欲しいと要請が入っています。 ■マンションの管理者からも同様な要請が入っています。
	22	12:07									旅館経営者及びマンション管理者	■旅館経営者、マンション管理者へ、現在、応急危険度判定の実施に向けた作業を行っていることを報告するとともに、建物への立ち入りに際しては、充分、気をつけてもらうように伝達してください。 ●伝紙7

場面	伝達シナリオ番号	想定時刻	国・県	市災害対策本部	全職員	判定実施本部(建築住宅課)						その他機関	指示内容・伝達内容
						実施本部長 (建築住宅課長)	職員判定士	連絡係	情報統計係	実施計画係	コーディネーター係		
C	23	14:00											■応急危険度判定実施のための体制及び判定資機材が整いましたので、報告します。
	24	14:05											■災害対策本部へ、災害拠点施設の応急危険度判定実施のための体制及び判定資機材が整ったので、これより判定を実施することを報告してください。 ●伝紙8
	25	14:07											(実施本部長→実施計画係) ■職員判定士へ、判定資機材を確認の上、市職員判定士は判定を実施し、施設の責任者に判定結果を伝えるとともに、必要な指導を行うように指示してください。 (実施計画係→職員判定士) ■判定資機材を確認の上、判定を実施し、施設の責任者に判定結果を伝えるとともに、必要な指導を行ってください。
	26	14:08											(職員判定士→実施計画係/実施計画係→実施本部長) ■各災害拠点施設の判定を開始します。
	27	14:10										判定士リーダー	(実施本部長→連絡係) ■一般建築物の応急危険度判定を、2月7日(金)から実施すること、その日より三日間参加できる判定士は、実施本部まで電話連絡頂きたいこと、参集日時場所は、2月7日(金)の朝9時に市庁舎正面玄関前に参集とすることを判定士リーダーに伝えて下さい。 (連絡係→判定士リーダー) ■一般建築物の応急危険度判定を、2月7日(金)から実施します。 ■その日より三日間参加できる判定士は、実施本部まで電話連絡頂けるよう要請して下さい。 ■参集日時場所は、2月7日(金)の朝9時に市庁舎正面玄関前に参集とします。
	28	14:30											■建物の被害状況は、おおよそ全壊半壊あわせて約11,000棟程度の模様です。
	29	14:35											■一般建築物の応急危険度判定を実施するための準備を進め、判定実施計画の策定をしてください。
	30	14:55										判定士リーダー	(判定士リーダー→連絡係/連絡係→実施本部長) ■要請の結果、市内判定士約20名が2月7日(金)朝9時に市庁舎正面玄関前に参集出来るようです。
	31	15:00											■一般建築物の応急危険度判定にあたって、市内判定士のみでは、対応が困難なため、県災害対策本部に判定支援要請を依頼します。受入に際して必要な事項を検討してください。
	32	15:05											■災害対策本部へ、一般建築物の応急危険度判定にあたって、市内判定士のみでは、対応不可能なため、判定士、判定資機材の調達等の支援要請を県災害対策本部に依頼すること、必要な判定士数及び判定備品等詳細については、決まり次第、実施本部から連絡することを具申してください。 ●伝紙9 【同内容を実施本部長から県支援本部長へも伝達】
	市災害対策本部長より実施本部長に実施計画書・支援要請書の策定を指示 ⇒ 実施計画書及び支援要請書を策定(実施計画書はシナリオ演習2で作成)												
	33	16:25											(実施本部長→市災害対策本部→県災害対策本部) ■災害対策本部へ、一般建築物の応急危険度判定を実施するが、判定士が計〇〇名不足するため支援を要請するとともに計〇〇棟の建物の判定を予定していること、また、判定備品については、応援判定士が全て持参することを伝えて下さい。 ●伝紙10 【同内容を実施本部長から県支援本部長へも伝達】